

水産物部売買参加者承認要領

(目的)

第1条 この要領は、業務規程第29条から第31条、並びに施行規則第23条から第24条の規定に基づき、水産物部売買参加者（以下「売買参加者」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(承認対象)

第2条 売買参加者の承認対象は、水産物の販売を業としている者であって、かつ市長の指定する団体に所属している者とする。

2 前項に定める市長の指定する団体は、次のとおりとする。

- (1) 札幌水産物商業協同組合
- (2) 道央水産物商業協同組合

(欠格条件等)

第3条 申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、業務規程第29条の承認を受けることができない。

- (1) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。
- (2) 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者又は法若しくは業務規程の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者であるとき。
- (3) 申請者が業務規程第31条又は第79条第3項の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。
- (4) 申請者が次のいずれかに該当する者であって、効率的な卸売の相手方として必要な知識及び経験又は資力信用を有していない者であるとき。
 - ア 申請時点で満18歳未満の者であるとき。
 - イ 申請者が水産物の販売業務に5年以上継続して経験を有していないとき。
 - ウ 申請者が市場での取引経験を3年以上継続していないとき。
 - エ 申請者が第6条の契約を締結し得る資力信用を有していないとき。
- (5) 申請者が取扱品目の部類に属する市場の卸売業者若しくは仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。
- (6) 申請者が法人であってその代表者が第1項第3号のイ、ウに該当する場合で、売買参加代理人（売買参加者の役員又は使用人であって市長の承認

を受けて売買参加者に代わり卸売業者から卸売を受ける者をいう)を有しないとき。

(7) 申請者が業務規程第20条第3項第7号オに規定する暴力団員又は同項第6号に規定する暴力団関係事業者であるとき。

2 前項第1号、第2号、第3号、第4号のアからウ、第5号及び第7号の規定は、売買参加代理人について準用する。

(承認員数)

第4条 売買参加者の承認は、1経営主体1名とする。

(承認申請手続)

第5条 売買参加者の承認を受けようとする者は、売買参加者承認申請書(施行規則様式6)に次の各号に掲げる書類等を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 法人の場合

ア 登記事項証明書

イ 代表者の履歴書

ウ 代表者の住民票の写し

エ 誓約書

オ 代表者の写真2枚(正面向、上半身、脱帽、横2cm×縦3cm)

(2) 個人の場合

ア 履歴書

イ 住民票の写し

ウ 誓約書

エ 写真2枚(正面向、上半身、脱帽、横2cm×縦3cm)

(3) 法人の代表者が第3条第1項第4号のイ、ウに該当し、売買参加者代理人の資格のある者を有する場合は、申請と同時に売買参加代理人の使用承認申請をしなければならない。

(4) 第2号の規定は、売買参加代理人について準用する。

(5) 売買参加者が承認の更新を受けようとするときは、売買参加者承認申請書に第1号の場合にあつては、エ、オを、第2号の場合にあつては、ウ、エの書類を添えて市長に提出しなければならない。

(6) 売買参加代理人が承認の更新を受けようとするときは、売買参加代理人使用更新申請書に第2号ウ、エの書類を添えて市長に提出しなければならない。

(買受代金の決済方法)

第6条 売買参加者の買受代金の決済については、札幌水産物精算株式会社（以下「精算会社」という。）との契約によって行うものとする。

(売買参加者委員会)

第7条 市長は、売買参加者の承認その他必要な事項に関し、関係業者の意見を聞くため、売買参加者委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員は、次に掲げる団体から選出する。

- (1) 曲々高橋水産株式会社 1名
- (2) 丸水札幌中央水産株式会社 1名
- (3) 札幌市水産物卸売協同組合 1名
- (4) 札幌水産物商業協同組合 1名
- (5) 道央水産物商業協同組合 1名
- (6) 精算会社 1名

3 委員会の委員は市長が委嘱する。

4 委員会の委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任はさまたげない。

5 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は市長が委員会に諮って定める。

(承認証及び標識)

第8条 市長は、売買参加を承認した者に対して売買参加者承認証を交付する。

2 売買参加者が卸売業者の行う売買に参加するときは、市長の指定する帽子及び標識を着用し、売買参加者承認証を携帯しなければならない。

3 前2項の規定は、売買参加代理人について準用する。

(承認の期間及び承認の時期)

第9条 売買参加者の承認時期は、毎年4月とする。

2 売買参加者の承認期間は5年とし、5年毎の4月1日に承認の更新を行うものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、更新の期日を変更することができるものとする。

3 前2項の規定は、売買参加代理人について準用する。

(売買参加の停止又は承認の取消し等)

第10条 売買参加者が次の各号のいずれかに該当するにいたったときは、売買参加の停止又は承認を取り消すものとする。

- (1) 買受代金を所定の期日までに支払わなかったとき。

- (2) 業務規程第31条に該当することとなったとき。
 - (3) 業務規程第79条第3項第2号若しくは第3号又は第6項に該当することとなったとき。
 - (4) 廃業又は転業したとき。
 - (5) その他市長が不相当と認めたとき。
- 2 精算会社は、売買参加者が買受代金を所定の期日までに支払わなかったとき及び契約に違反したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。
- 3 売買参加代理人が第3条第1項第1号、第2号、第5号又は第7号のいずれかに該当するにいたったときは、承認を取り消すものとする。

(届出事項)

第11条 売買参加者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 第3条第1項第1号、第2号、第5号、第6号又は第7号のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 業務規程第30条の規定に該当することとなったとき。
- (3) 支店を設けたとき。
- (4) 廃業又は転業したとき。
- (5) 売買参加代理人が第3条第1項第1号、第2号、第5号又は第7号のいずれかに該当することになったとき。

(様式)

第12条 次の各号に掲げる文書等の様式は、当該各項に定めるところによる。

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 売買参加者履歴書 | 様式1 |
| (2) 売買参加者誓約書 | 様式2 |
| (3) 売買参加者承認証 | 様式3 |
| (4) 売買参加者の標識 | 様式4 |
| (5) 売買参加代理人使用承認申請書 | 様式5 |

附 則

- 1 この要領は、昭和50年1月23日から施行する。

附 則

この要領は、昭和52年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和53年4月20日から施行する。

附 則

この要領は、昭和５５年７月１日から施行する。

附 則

この要領は、昭和５９年３月２６日から施行する。

附 則

この要領は、平成９年７月２３日から施行する。

附 則

- １ この要領は、平成１２年４月１日から施行する。
- ２ 平成１２年４月１日現在で売買参加者の資格を有している者のうち、第２条第２項に指定する団体に所属していない者については、売買参加者の資格を継続するものとする。

附 則

この要領は、平成１７年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２５年５月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和２年６月２１日から施行する。

附 則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

様式 1

売 買 参 加 者 履 歴 書

1 本 籍 地

2 住 所

3 氏 名

4 生年月日

年 月 日 生 年齢 満 歳

5 店舗住所

6 水産物に関する職歴

年 月 日 勤務・自営

年 月 日 勤務・自営

年 月 日 勤務・自営

年 月 日 勤務・自営

年 月 日 現在地開店営業、現在に至る。

経験年数

年 月

7 札幌市中央卸売市場での取引経験年数 年 月

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名

印

※この様式により難しいときは、これに準じて別の様式を用いることができる。

様式 2

売 買 参 加 者 誓 約 書

年 月 日

(宛先) 札幌市長

住 所

氏 名

印

私は、札幌市中央卸売市場業務規程第29条第3項の規定に該当していないことを誓約いたします。

また、売買参加者となったときは、関係諸法規遵守のうえ誠実に取引することはもちろん、万一これらに違反し又はその他の指示に対して不都合な行為があったときは相当の処分を受けても異議ありません。

なお、上記の誓約内容を確認するため、札幌市が他の官公署に照会を行うことについて同意します。

様式 3

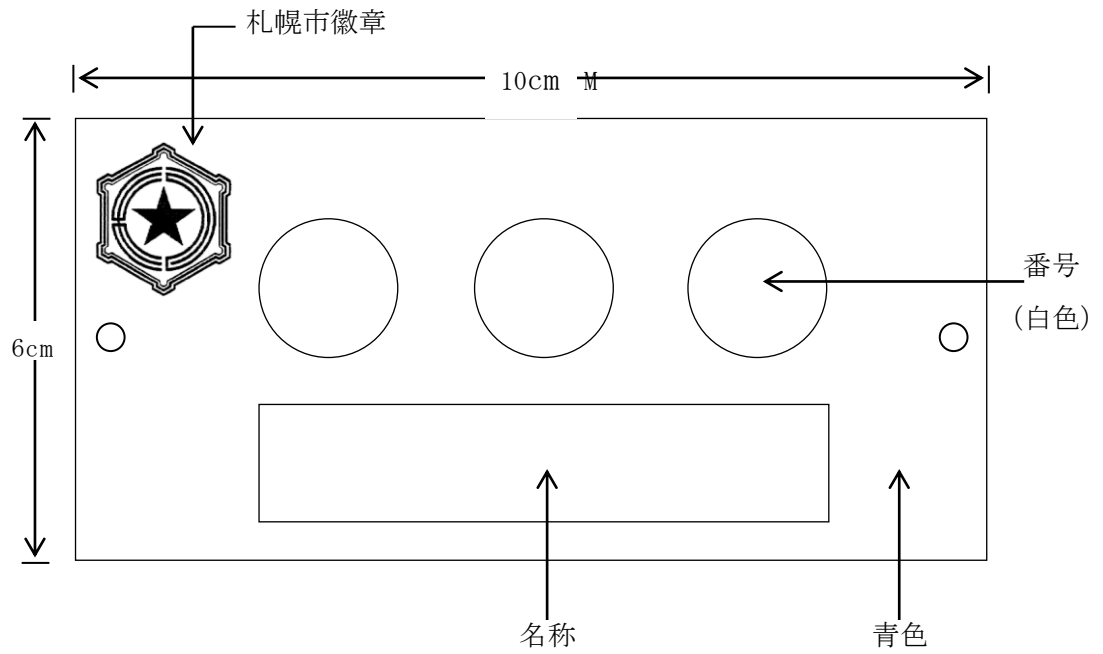
表

承認番号 第 _____ 号 札幌市中央卸売市場水産物部 氏 名 生年月日 住 所 名 称 上記の者は、札幌市中央卸売市場業務規程第 29 条第 1 項の規定による承認を受けた売買参加者であることを証する。 年 月 日	写 真
札幌市長 印	

裏

1 売買に参加するときは、本証を必ず携帯しなければならない。 2 本証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 3 本証を紛失又は破損したときは、市長に再交付を願い出なければならない。 4 本証の記載事項に変更を生じたときは、直ちにあらたな記載を受けなければならない。 5 本証の有効期間は 年 月 日までとする。
--

様式 4



様式 5

(承認番号 号)

売買参加代理人使用承認（更新）申請書

年 月 日

(宛先) 札幌市長

住 所

氏名または名称並びに

代表者の役職及び氏名

印

電話番号

下記の者について、札幌市中央卸売市場水産物部における売買参加代理人として水産物部売買参加者承認要領第 5 条第 3 号（第 9 条第 2 項）の承認（更新）を受けたいので、別紙必要書類を添えて申請します。

記

1 住 所

2 代理人氏名

3 年 齢

4 売買参加承認年月日 年 月 日

5 売買参加承認番号 第 号

(記載上の注意)

- 1 更新に係る申請にあつては、() の文言とすること。